

○ 本県における報酬改定の基本的な考え方

1 一般職の給与改定率^{※1}の累積改定率^{※2}

※1 給与改定率：毎年的人事委員会勧告における一般職員の給与改定率

※2 累積改定率：前回の報酬改定後から今年の改定までの給与改定率をすべて掛け合わせて、基準年度からのから現在までの総合的な水準の変化を把握することが可能であるが、過去の改定をすべて反映するので、年を重ねるほど大きい値となる。

2 社会経済状況

一般行政職と民間の平均給与月額

3 財政力指数^{※3}類似団体のうち人口規模（R2 国勢調査基準）が本県と±30 万人の県（本県を含め 8 県^{※4}）との比較

※3 財政力指数：地方公共団体の財政力を示す指数で、基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数値の過去 3 年間の平均値

※4 本県を含め 8 県：秋田県、山形県、福井県、山梨県、和歌山県、徳島県、佐賀県、宮崎県



判断要素を総合的に考慮し判断

○ 特別職の報酬等について（抄）

2 都道府県知事は、・・・・・・報酬の額に関する条例を議会に提出しようとするときは、あらかじめ当該報酬の額について、審議会の意見を聞かなければならないものとする。なお、知事、副知事及び出納長の給料の額についても同様の手続きにより措置することが適当であること。（昭和 39 年 5 月 28 日自治給第 208 号 自治事務次官通知）

○ 特別職の職員の給与について（抄）

3 三役・・・・の給与につき、審議会に諮問を行なうに際しては、人口・財政規模等が類似している他の地方公共団体における特別職の職員の給与額、当該地方公共団体における特別職の職員に関するここ数年来の給与改定の経緯および一般職の職員の給与改定の状況等に関して、・・・・（資料）を提出し、審議会において充分な審議が行われ、適正な給与額の答申がなされるよう配慮すること。（昭和 43 年 10 月 17 日 自治給第 94 号 行政局長通知）

○ 特別職の報酬等の改定について

【前回改定時の考え方】

- ・ 現行の特別職の報酬等の額は、平成 9 年 1 月 1 日に改定したところであるが、その後 13 年余が経過し、この間、情勢は次のように変化している。

(1) 一般職については、平成 9 年度以降ほぼ毎年度にわたり給与改定が実施されているが、平成 14 年度以降は減額傾向で推移してきており、今年度においても△0.38%の改定が県人事委員会から勧告されている。また、この間の改定率の連乗は、△0.87%となっている。

区分	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22
一般職の給与改定率	1.01%	0.76%	0.26%	0.12%	0.05%	-1.99%	-1.06%	0.00%	-0.35%	-0.05%	0.94%	0.00%	-0.14%	-0.38%
一般職の改定率の連乗	-0.87%													
特別職の改定額の適用日	H23.4.1													

(2) 本県が平成 9 年 1 月 1 日に現行報酬等の額に改定した以降、30 都府県で改定が行われている。

- ・ こうした中で、現在の本県の特別職の報酬等の額については、人口規模類似県と比較した場合、いずれも概ね平均的な水準にあるものと考えられる。
- ・ したがって、現時点で大幅な改定を行う必要はなく、一般職並びに国及び他の都府県との均衡、現下の社会経済情勢等を総合的に勘案した結果、特別職の報酬等の額については、一般職の平成 9 年度以降の給与改定率の連乗を目安に、すべての職について△1%程度の見直しを実施することとして、可及的速やかに改定することが適当であると判断したものである。

＜答申の概要＞

○特別職報酬等の改定

職名	改定後報酬額（月額）	備考
議長	910,000 円	△ 1 %程度の見直し
副議長	820,000 円	△ 1 %程度の見直し
議員	770,000 円	△ 1 %程度の見直し
知事	1,250,000 円	△ 1 %程度の見直し
副知事	960,000 円	△ 1 %程度の見直し

○改定時期

可及的速やかに改定すべきである。

○改定の背景と説明

項目	内容
現行報酬改定時期	平成 9 年 1 月 1 日
一般職の給与改定	平成 9 年度以降、毎年度改定。平成 14 年度以降は減額傾向。平成 22 年度は△0.38%の勧告。累積改定率は△0.87%。
他都府県の状況	平成 9 年以降、30 都府県で改定実施。
類似県との比較	概ね平均的水準。

＜意見の概要＞

○行政委員の報酬制度の見直し提言

項目	内容
(1) 日額報酬制への変更	月額制から日額制へ変更。代表監査委員の単価等を参考に算定。
(2) 職責・勤務等の特殊性	非勤務日も含めた実態を考慮。行政処分等の責務を反映。
(3) 簡素で一貫性ある仕組み	委員間の報酬額は原則同一。委員長等の職責差も一律に反映。

資料 2 - 1

(案)

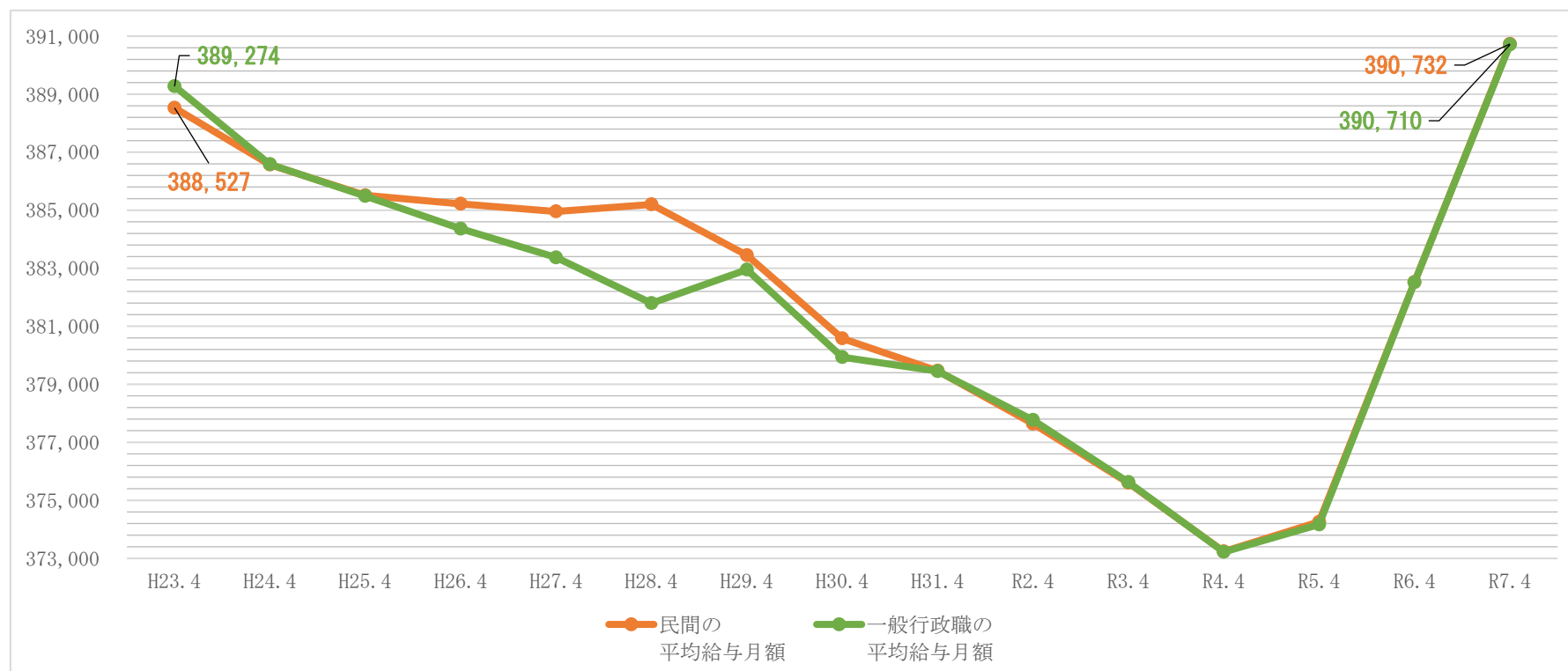
【今回の改定に係る状況】

1 一般職の給与改定率の累積改定率

区分	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	R2	R3	R4	R5	R6	R7
一般職の給与改定率	-0.20%	0.00%	0.00%	0.22%	-1.60%	0.81%	0.13%	0.16%	0.10%	0.00%	0.00%	0.21%	0.88%	2.58%	2.98%
一般職の改定率の連乗		-0.20%	-0.20%	0.02%	-1.58%	-0.78%	-0.65%	-0.50%	-0.40%	-0.40%	-0.40%	-0.19%	0.69%	3.29%	6.37%

2 社会経済状況

一般行政職と民間の平均給与月額（H22～R7 山梨県人事委員会勧告による：円単位）



3 財政力指数類似県のうち本県人口規模類似県との比較

区分	R2 国勢調査（内閣府）		財政力指数 (R3-R5)	知事	副知事	議長	副議長	議員
	人口/人	本県との差 ±30 万人/人	D:0.3-0.4 未満	給料月額/円	給料月額/円	報酬月額/円	報酬月額/円	報酬月額/円
秋田県	959,502	149,528	D	1,210,000	930,000	910,000	810,000	780,000
山形県	1,068,027	258,053	D	1,240,000	954,000	904,000	807,000	778,000
福井県	766,863	-43,111	D	1,300,000	1,020,000	910,000	860,000	780,000
山梨県	809,974	0	D	1,250,000	960,000	910,000	820,000	770,000
和歌山県	922,584	112,610	D	1,210,000	950,000	950,000	820,000	770,000
徳島県	719,559	-90,415	D	1,300,000	990,000	950,000	860,000	810,000
佐賀県	811,442	1,468	D	1,260,000	990,000	990,000	860,000	800,000
宮崎県	1,069,576	259,602	D	1,240,000	980,000	980,000	890,000	780,000
平均				1,251,250	971,750	938,000	840,875	783,500
端数処理				1,250,000	970,000	930,000	840,000	780,000

今回は据え置きとし、今後の社会情勢を踏まえ、慎重に検討を行う。

<理由>

- ・ 一般行政職の平均給与月額は平成 23 年度 389,274 円、令和 7 年度 390,710 円と、14 年間でほぼ均衡が保たれており、急激な是正を要する状況ではない。
- ・ 財政力指数類似県のうち本県人口規模類似県と比較した結果においても、概ね均衡が保たれている。
- ・ したがって、現行水準や近年の改定率との整合性を踏まえた対応を優先することが适当。
- ・ 社会情勢の変化に的確に対応するため、当該会議は定期的を開催することが望ましい。

○ 代表監査委員の給料の額の改定の必要性について

【前回の改正の考え方】

- ・ 代表監査委員の給料については、人口規模類似県と比較した場合、かなりの高水準となっており、その職務と責任は他の都道府県と基本的に異なるものではないことから、人口規模類似県の平均額をベースに、大幅な減額改定を実施することが適当と考えられる。

現行	改定
----	----

780,000 円	→ 610,000 円
-----------	-------------

【その後の状況の変化】

- ・ 地方自治法の改正により、監査制度の充実・強化が求められ、監査委員には、財務監査に加え、行政監査や内部統制評価など、より高度で専門的な役割を担うこととされた（平成 29 年 6 月公布、令和 2 年 4 月施行。本県ではこれを踏まえ山梨県内部統制に関する方針を策定する等、監査体制を強化）。
- ・ また、監査委員会では、財政の健全性確保、不祥事防止、内部統制の適正運用など、県政運営の信頼性を高めるための重要課題に対応し、監査計画の策定や監査結果の公表などを通じて、県民の負託に応える取組を進めている。

資料 2－2

(案)

【平成 29 年以降に監査委員の報酬を改定した都県】

区分	改定前・月額/円	改定後・月額/円	差額/円	改定率/%	施行日（公布日）
岩手県	595,000	605,000	10,000	1.68	公布日（R6.12.18）
山形県	606,000	619,000	13,000	2.15	H30.4.1（H30.3.20）
東京都	864,000	873,000	11,000	1.28	R7.4.1（R7.3.31）
新潟県	692,000	703,000	23,000	3.38	R7.4.1（R7.3.28）
静岡県	745,000	772,000	27,000	3.62	R7.4.1（R6.12.26）
愛知県	780,000	798,000	18,000	2.31	R7.1.1（R6.12.27）
三重県	663,000	673,000	10,000	1.51	R7.4.1（R7.3.21）
鳥取県	559,000	576,000	28,000	5.11	R7.4.1（R6.12.24）
島根県	650,000	670,000	20,000	3.08	R6.8.1（R6.7.12）
平均	683,778	698,778	17,778	2.68	

事務局案

月額 630,000 円に引き上げる。（適用開始日：令和 8 年 4 月 1 日）

<理由>

- ・ 代表監査委員が担う職務・職責の増大に鑑み、その責任と専門性に見合う報酬水準とするため、平成 29 年度以降改定を行った都県との均衡も考慮し、給料の額を 630,000 円と改定する。

○ 行政委員等の報酬について

1 1月当たりの支給上限額の見直しの必要性の有無について

【前回の改正の考え方】

- 勤務実態により日額報酬が改正前の月額報酬を上回る可能性があることから、社会経済情勢を踏まえ県民の理解を得るため、当面は改正前の月額報酬を月当たりの上限とする経過措置を講ずることとし、今後、全国的に見直しがある程度進んだ段階で、その動向を踏まえ改めて上限額設定の要否などを検討することとした。

区分		報酬・給料の額/円	
教育委員会	委員	日額	31,500 (1月上限 189,000/月 6 勤務分相当)
選挙管理委員会	委員長	日額	35,000 (1月上限 177,000/月 5 勤務分相当)
	委員	日額	31,500 (1月上限 147,000/月 4 勤務分相当)
人事委員会	委員長 (非常勤)	日額	35,000 (1月上限 210,000/月 6 勤務分相当)
	委員 (非常勤)	日額	31,500 (1月上限 177,000/月 5 勤務分相当)
公安委員会	委員長	日額	35,000 (1月上限 210,000/月 6 勤務分相当)
	委員	日額	31,500 (1月上限 177,000/月 5 勤務分相当)
労働委員会	会長	日額	35,000 (1月上限 210,000/月 6 勤務分相当)
	公益委員	日額	31,500 (1月上限 177,000/月 5 勤務分相当)
	使用者委員	日額	31,500 (1月上限 153,000/月 4 勤務分相当)
	労働者委員	日額	31,500 (1月上限 153,000/月 4 勤務分相当)
監査委員	識見 (非常勤)	日額	31,500 (1月上限 222,000/月 7 勤務分相当)
	議員 (非常勤)	日額	31,500 (1月上限 112,000/月 3 勤務分相当)

【R4～R6 の状況】

区分		月平均勤務日数	上限超過合計回数
教育委員会	委員	3.8 日＜月 6 勤務分相当	3
選挙管理委員会	委員長	3.2 日＜月 5 勤務分相当	0
	委員	2.3 日＜月 4 勤務分相当	0
人事委員会	委員長（非常勤）	3.5 日＜月 6 勤務分相当	0
	委員（非常勤）	4.3 日＜月 5 勤務分相当	0
公安委員会	委員長	5.2 日＜月 6 勤務分相当	11
	委員	5.9 日＞月 5 勤務分相当	23
労働委員会	会長	2.3 日＜月 6 勤務分相当	0
	公益委員	3.3 日＜月 5 勤務分相当	0
	使用者委員	3.3 日＜月 4 勤務分相当	4
	労働者委員	3.8 日＜月 4 勤務分相当	5
監査委員	識見（非常勤）	3.3 日＜月 7 勤務分相当	8
	議員（非常勤）	4.1 日＞月 3 勤務分相当	60

1 月当たりの支給上限額を設けている都道府県 2（山形県・大阪府）

事務局案**上限を撤廃する。（適用開始日：令和 8 年 4 月 1 日）****<理由>**

- ・ 1 月当たりの支給上限額を設けている都道府県は 2 府県にとどまる。
- ・ 日額制に移行した委員については、勤務日数の上限を超過する主な要因は、定期的な会議に加え、臨時の業務やイベント対応など、業務の性質に起因するものである。
- ・ 上限を撤廃することで、業務の柔軟な対応が可能となり、他県との均衡も図れる。

2 従前から日額としていた委員会委員等の報酬の額の改定の必要性の有無について

【前回の改正の考え方】

- ・ 月額報酬の委員会等への日額報酬制の導入に当たって、従前の支給額を上回ることのないよう経過措置を設けたこととのバランスも踏まえ、同一日額単価の適用は行わず、今後、他の都道府県の動向等を踏まえる中で、検討していくこととした。

【報酬水準に係る考え方】

① 収用委員会の会長及び委員

本県の他の行政委員と比較して、職務の責任範囲、判断権限、専門性の程度に差異はあるものの、基本的な職務及び責任は同様であることから、報酬水準は、他県の平均を参考にしつつ、本県における他の行政委員との均衡を考慮して定める。

② 労働委員会のあっせん員、収用委員会のあっせん員・仲裁委員・鑑定人・参考人

職務は、責任範囲、判断権限、専門性の程度に差異はあるものの、基本的な職務及び責任は他県と同様であることから、報酬水準は、他県の平均を参考にしつつ、本県における他の委員との均衡を考慮して定める。

③ 内水面漁場管理委員会の会長及び委員

類似県は、本県を含め、海に面していない8県（栃木県、群馬県、埼玉県、山梨県、長野県、岐阜県、滋賀県、奈良県）とし、報酬水準は、当該8県の平均とする。

④ 附属機関の委員

地域に限定せず、専門性等を踏まえ、適切な人材を選任する観点から、報酬基準は全国平均とする。

【報酬水準に係る考え方を踏まえた R7. 4. 1 時点の平均】

区分		報酬額/円		差額
		現行・日額	全国平均・日額	
労働委員会	あっせん員※	11,300	14,674	-3,374
収用委員会	会長	12,700	29,811	-17,111
	委員	11,300	25,937	-14,637
	あっせん員※	11,300	14,593	-3,293
	仲裁委員※	11,300	14,752	-3,452
	鑑定人※	11,300	14,015	-2,715
	参考人※	11,300	12,969	-1,669
内水面漁場管理委員会	会長	12,700	17,878	-5,178
	委員	11,300	16,028	-4,728
附属機関の委員		9,800	12,047	-2,247

※ 労働委員会のあっせん員、収用委員会のあっせん員・仲裁委員、鑑定人、参考人の平均は、14,048 円

事務局案

次のとおり引き上げる。(適用開始日：令和 8 年 4 月 1 日)

区分		日額の報酬額/円		差額/円
		改定案	本県現行	
労働委員会	あっせん員	14,000	11,300	2,700
収用委員会	会長	35,000	12,700	22,300
	委員	31,500	11,300	20,200
	あっせん員	14,000	11,300	2,700
	仲裁委員			
	鑑定人			
	参考人			
内水面漁場管理委員会	会長	17,800	12,700	5,100
	委員	16,000	11,300	4,700
附属機関の委員		12,000	9,800	2,200

<理由>

- ・ 現行の日額報酬額は、他県の平均水準を下回っている状況にある。
- ・ 報酬水準に係る考え方を踏まえ、他県の平均水準を目安に、本県における他の行政委員等との均衡を踏まえ、引き上げることで、他県との均衡を図ることができる。